

会 議 録

附属機関又は会議体の名称		令和5年度第2回豊島区特別職報酬等審議会
事務局(担当課)		総務部 総務課
開催日時		令和5年12月18日(月) 13時～ 15時30分
開催場所		区役所9階 第2委員会室
出席者	委員	石原 裕、加藤 竹司、木川 嘉一、白熊 千鶴子、鈴木 利治、 中島 義春、守屋 仁子、山口 実、山本 道子
	事務局	総務部長、教育部長、総務課長、人事課長、総務グループ係長、 給与福利グループ係長、総務課担当
公開の可否		一部非公開 傍聴人数 0人
非公開・一部非公開の場合、その理由		豊島区行政情報公開条例第7条第2項に掲げる非公開情報を扱う場合があるため
会議次第		議 事 1. 開 会 2. 資料説明 3. 審 議 4. 答 申

審 議 経 過

No. 1

議事

- ・事務局より資料について説明した後、審議を行った。

(説明資料・参考資料)

- ・資料1…年収等比較想定表（区長、副区長、教育長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員）
- ・資料2…特別区（23区）特別職等退職手当一覧（区長、副区長、教育長）
- ・参考…令和5年度豊島区一般職員の給与改定について

会長： (開会)

総務課長： (資料説明)

B委員：23区の順位の算出方法についてはどうなっているか。

総務課長：他区は変わらないものとして順位をつけている。他区も勧告に合わせて上げると思われるので、資料の順位よりはもう少し下がることが想定される。

B委員：23区の報酬決定状況についてはどうなっているか。

総務課長：多くの区は人事委員会勧告をベースにしている。

会長：この試算表については、過去に一般職員とは違う減額をした特別職について、その減額がなかったらどうなっていたのか、具体的な額の議論する材料となる。
令和5年度特別区人事委員会勧告内容も踏まえて、議論をしてほしい。

F委員：中間程度の順位が妥当。

A委員：区長・副区長は資料1の3番目の案、議員は1番目の案が妥当。

G委員：A委員の意見に同意。

B委員：23区半ばを目指す考え方でよいと思う。議長は2番目の案が妥当。

C委員：B委員とほぼ同意見。区民感情で金銭的なことを見ると、区長に関しては3番目、議長に関しては2番目。

D 委員：現状維持が妥当。

E 委員：A 委員と G 委員の意見に近い。過去の大幅な減額の解消は必要。

区民感情としては令和 5 年度特別区人事委員会勧告の月額 0.3% が妥当。

会長：3 番目の 2 段目、平成 14 年度行財政改革を解消した上平成 15 年度以降職員と同じ増減をする場合で、令和 5 年度特別区人事委員会勧告の月額 0.3%、期末手当 0.1 月上げるといふ部分で、過去の財政再建のための減額は精算をするのがよいのではないか。

今私が申し上げたようなことについて、賛成の方は挙手を。

(挙 手)

会長：反対の方。

(挙 手)

会長：賛成が 7、反対が 1 となった。今日可能であれば、これから事務局で答申案を作成していただきたい。

総務課長：適用年月日についても議論いただきたい。

会長：区長は当選時期まで。それからその他の特別職も同じくそれぞれの就任日、もしくは 4 月 1 日に在職しているのであれば、4 月 1 日に遡る形になるのではないか。

A 委員：4 月に遡るとすると、差額分の支給はいつか。

給与福利グループ係長：来年度の 4 月になる。

A 委員：それは何年の年俸になるのか。

給与福利グループ係長：令和 6 年分となる。

A 委員：6 年分ということは来年の所得になるということか。

給与福利グループ係長：来年の所得になる。支給が決定した日に、その年の所得が確定するという形になることを税務署に確認している。

D 委員：国保料などは、それで計算されるのか。

給与福利グループ係長：保険料について遡及支給分はカウントしないとなっている。

(休 憩)

総務課長： (答申案読み上げ)

会長：これは、先ほど頂いた資料の月額と期末手当の総額を勘案して、期末手当を現行から0.1月加算して割り戻すと、月額が例えば区長は104万円になるという理解でよいか。

総務課長：はい。

会長：答申案について他にご意見はあるか。

(異議なし)

(散会)